

安来市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 公募型プロポーザル実施の目的

安来市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務を委託するに当たり、事業者から企画提案を受け、最も適切な者を当該業務の受託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

安来市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務

(2) 業務内容

本業務は、市議会の円滑な議会運営と充実した議案審議を目指し、ペーパーレス会議システムを導入し運用するものである。

詳細は、別に定める安来市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務仕様書(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和11年10月31日まで

(4) 委託限度額

5,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※契約締結日の翌日から令和7年10月31日までの導入費用及び令和7年11月1日から令和11年10月31日まで(48か月分)の運用費用の総額

(5) 説明会

行わない

(6) 発注・契約方式

企画提案を受けた上で発注する。契約は、受託候補者と随意契約(地方自治法施行令167条の2第1項第2号)する。

(7) 契約保証金

免除する

(8) 前金払及び部分払

支払い方法については、別途協議を行う。

3. 参加資格

公募型プロポーザル参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和7年7月11日の参加意思表明書類提出期限時点で、令和7～9年 安来市物品の売買等競争入札参加資格を有していること。

- (2) 国内に主たる事業所（本社・本店）を有すること。
- (3) 国税及び地方税について滞納がないこと。
- (4) 次に該当しない者
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
  - ・参加意思表明書類の提出期限の日から受託候補者の選定の日までの間において、安来市から指名停止の措置をうけている者
  - ・破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産の申立てがなされている者
  - ・民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされている者
  - ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続きの申立てがなされている者
  - ・役員等（法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
  - ・暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - ・役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - ・役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 過去5年間（令和2～6年度）に、地方自治体から元請けとして受託し、自治体議会（運営）への導入の趣旨により議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務の実績を有すること。
- ※一つの自治体に対し令和元年度以前に導入し令和2年度以降が運用のみの場合は実績と認めない。
- (6) ISMS（ISO/27001）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会の定めるプライバシーマークの認証を有すること。

#### 4. 参加方法及びスケジュール

##### (1) スケジュール

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ア 実施要領の配布期間    | 令和7年6月23日(月)～7月11日(金)    |
| イ 実施要領に関する質問期間 | 令和7年6月23日(月)～7月4日(金)午後4時 |

ウ	上記質問書の回答	令和7年7月8日(火)午後5時
エ	参加意思表明書類提出期限	令和7年7月11日(金)午後4時
オ	参加決定通知	令和7年7月16日(水)予定
カ	提案書類提出期限	令和7年7月25日(金)午後4時
キ	プレゼンテーションの実施	令和7年8月4日(月)予定
ク	選定結果の通知	令和7年8月5日(火)予定
ケ	業務委託契約	令和7年8月中締結予定

(2) 仕様書等の入手方法

仕様書、その他本プロポーザルに係る資料・様式は、安来市のホームページからダウンロードにより入手すること。

[https://www.city.yasugi.shimane.jp/event/soumu/paperlessgikai\\_propo.html](https://www.city.yasugi.shimane.jp/event/soumu/paperlessgikai_propo.html)

(3) 参加申込

本業務に関する公募型プロポーザルに参加しようとする場合は、次に定めるところにより参加意思表明書類を提出すること。

ア 公募型プロポーザル参加意思表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第1号）

※添付書類を含む

イ 誓約書（様式第2号）

(4) 参加意思表明書類の提出方法及び提出先

「公募型プロポーザル参加意思表明書類」と朱書きした封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送により提出する。（郵送の場合は書留郵便とする。持参する場合は開庁日の午前9時から午後4時までの間受付を行う。）

提出期限は令和7年7月11日(金)午後4時必着とする。

提出先は「10. 本件に関する問合せ先」と同じ。

## 5. 本件に関する質疑

- (1) 本件に関する質疑については、公募型プロポーザル質問書（様式第4号）により受け付ける。電話での回答は行わない。
- (2) 受付期間は、令和7年7月4日(金)午後4時必着とし、提出方法は、電子メール又はファクシミリとする。（電子メールアドレス及びファクシミリ番号は「10. 本件に関する問合せ先」を参照）
- (3) 受け付けた質疑に対しては、令和7年7月8日(火)までに安来市のホームページへの掲載をもって回答とする。回答に対する再質問は不可とする。

## 6. 提案書類の作成及び提出

参加決定の通知を受けた者は、次の書類を作成し、提出すること。

- (1) 提出書類

- ア 選定に係る提案書類提出書（様式第3号）
- イ 提案書類（任意様式。ただし、採点表の大項目の順番に従って作成すること。）
- ウ 業務実施体制表（任意様式）
  - ※統括責任者及び主任担当者のほか本事業の実施に当たって従事する者の氏名、資格、従事履歴などを明記すること。
  - ※導入時の体制、運用時の体制をそれぞれ別の表にすること。
- エ 安来市議会ペーパーレス会議システム導入及び運用業務システム機能要件確認書（別紙）

(2) 提出部数

それぞれ、正本1部、副本10部（副本はコピーで可、ただしカラーコピーとする。）

(3) 提案書類の提出方法及び提出先

「公募型プロポーザル提案書類」と朱書きした封筒に前号の書類を同封し、持参又は郵送により提出する。（郵送の場合は書留郵便とする。持参する場合は開庁日の午前9時から午後4時までの間受付を行う。）

提出期限は令和7年7月25日（金）午後4時必着とする。

提出先は「10. 本件に関する問合せ先」と同じ。

(4) その他

ア 提案書類は、指定された様式が無いものについては任意様式とする。

イ 任意様式は、原則A4判とし、縦置きか横置きかは問わないが、文字は横書きとする。ページ番号を付し、ホチキス止めすること。原則、両面印刷とする。

ウ 1者につき1提案に限る。

## 7. 受託候補者の選定

提案書類及びプレゼンテーションに基づき、選定委員会において総合的に評価・採点し、最高点を得た参加者を受託候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

ア 実施予定日時・場所 ※参加は必須

日時：令和7年8月4日（月）（予定）

会場：安来市役所安来庁舎（安来市安来町878番地2）

イ 出席者（入室者） ※Web参加不可

4名以内（統括責任者および主任担当者を含むこと。）

※別途通知に添付する「出席者の報告書」により事前に報告すること。

ウ プレゼンテーションの時間

1者あたり40分程度（提案は20分以内、質疑応答は20分程度）

エ その他

・プレゼンテーションでは、事前に提出する提案書類に基づくものとし、新たな提案

内容は盛り込まないこと。

- ・パソコン、タブレット、プロジェクター、接続ケーブル等を使用する場合は提案者において準備すること。ただし、スクリーン、電源、説明者用マイクは本市が準備を行う。
- ・その他プレゼンテーションについての詳細事項は参加決定者に別途通知する。

## (2) 評価選定

ア 選定委員会では、別紙「評価基準」により提案内容を評価するものとする。評価の結果 200 点満点中 120 点以上かつ各大項目がいずれも配点の 5 割以上の者の中で最高点の評価であった者を受託候補者とする。

イ 最高点が同点の場合は、「選定に係る提案書類提出書（様式第 3 号）」に記載された事業費総額（消費税及び地方消費税を除く。）の低い者を受託候補者とする。

ウ 最高点を得た提案者が辞退した場合は、次点の者を受託候補者とする。

エ 選定結果は、提案書類を提出した者すべてに対し、書面により結果通知するとともに、安来市のホームページにおいて公表する。

《公表事項》 受託候補者の名称及び次点の者の名称

オ 選定結果に対する問い合わせ及び異議申立ては受け付けない。

カ 提案者が 1 者の場合でも委託可能と判断する場合は選定する。

キ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・提出書類が期限内に提出されない場合
- ・公告の日から契約締結候補者決定までの期間に、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ・審査に係る提案書類提出書（様式第 3 号）」に記載された事業費総額に消費税相当額を加算した額が、委託限度額を超えている場合
- ・プレゼンテーションに正当な理由なしに参加しなかった場合
- ・選定の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- ・その他、本要領の内容に違反する場合

## 8. 契約の締結

選定結果通知後、受託候補者と速やかに契約締結を行うこととする。

## 9. その他

- (1) 公募型プロポーザルの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類の受理後の差し替えおよび追加・削除は認めない。

- (4) 提出書類は、受託可能な事業者を選定するための資料であり、本市は無断で本公募型プロポーザル以外の目的に使用しない。ただし、本提案に係る情報公開請求があった場合は、安来市情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。
- (5) 本プロポーザル提案書類の著作権は、当該提案書類を作成した者に帰属する。また、提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を提案に用いた結果生じた事象に係る責任はすべて当該提案書類を作成した者が負うものとする。
- (6) 本プロポーザル参加意思表明書の提出後に参加辞退を申し出る者は、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第5号）を持参又は郵送（簡易書留又は書留に限る）により令和7年7月25日（金）午後4時までに提出すること。なお、プロポーザル参加意思表明書の提出後の参加辞退は自由であり、辞退しても今後不利益となるような取扱いはしない。

#### 10. 本件に関する問合せ先

【事務局】安来市役所 総務部 総務課

所在地：〒692-8686 安来市安来町878番地2

電話：0854-23-3016

ファクシミリ：0854-23-3152

Eメール：soumu@city.yasugi.shimane.jp